

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(佐賀東部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間	自	平成 2 8 年 4 月	1 日
	至	平成 3 3 年 3 月 3 1 日	

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(佐賀東部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 8 年 4 月 1 日
至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成28年3月策定、計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日） の変更内容

（1）「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（1）国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。

（2）「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（3）特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	2
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	2
① 保護林	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

ア 脊振山地区（1～47、65～67、69、83林班）

福岡県との境に位置する脊振山（1,055m）を中心とした山系の南斜面一帯と中流域に散在する小団地で、比較的緩傾斜となっている団地である。全域的に山麓から中腹にかけてはスギ、ヒノキの人工林が主体であるが、地質は、大半が花崗岩地帯で崩れやすく、水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、幼年期の円頂の台地となっている脊振山等の山頂一帯では、イヌシデ、クマシデ、ブナ等が見られ、これら温帯林の保護を目的とした希少個体群保護林を設定し、また、雄大な展望ができるなど優れた自然景観を有しており、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、45～47、83林班は地質等も比較的安定しており、スギ、ヒノキ人工林が多いことから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

ウ 杵島山地区（1039～1048、1087、1088林班）

佐賀平野の西端に位置する安山岩質の丘陵山系で、犬ヶ岳（342m）を中心とした山地と飛地の唐泉山（410m）を主峰とした山地からなる地区である。スギ、ヒノキの人工林が大半を占めているが、集落付近に農地用溜池等が多数存在するため、水源の渇水緩和や水源涵養機能を発揮させることが期待されることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、唐泉山山頂のスダジイを主体とした北部九州における代表的な天然林は、天然記念物に指定されるとともに、温帯林の保護を目的とした希少個体群保護林を設定し、また、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
<u>希少個体群保護林</u>	<u>3</u>	<u>101</u>
総 数	<u>3</u>	<u>101</u>

第 5 次国有林野施業実施計画書

(佐賀東部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成 2 8 年 4 月 1 日} \\ \text{至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right]$

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成28年3月策定、計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日） の変更内容

（1）「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（1）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
	(1) 保護林の名称及び区域	1

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
<u>希少個体群保護林</u>	唐泉山スダジイ等 <u>遺伝資源</u>	既設	9.87	1087に、ほ、へ、と	スダジイの遺伝資源を保存する。
	九千部山 <u>ブナ</u> 等	既設	86.74	3と、れ、つ、イ 4ぬ、た、5か、8る	温帯林の代表的天然林を保護し、学術研究等に資する。
	脊振山 <u>ブナ</u> 等	既設	4.58	20む	温帯林の代表的天然林を保護し、学術研究等に資する。

